

# 大阪府雇用促進支援金の実施期間（雇入れ期限）を延長します

厳しい状況にある求職者への就職支援のため民間人材サービス会社とコンソーシアムを設立。  
事業者の採用意欲を高め雇用促進を図るため、失業者を採用した事業者へ支援金を支給します。

## 《事業実施期間》

現行

令和3年12月1日～  
令和4年6月30日 に雇入れ

申請書提出期限

- 令和4年8月31日（水）：雇入れ日が令和3年12月1日～令和4年3月31日の場合
- 令和4年11月30日（水）：雇入れ日が令和4年4月1日～令和4年6月30日の場合

延長

延長

令和4年7月1日～  
令和4年9月30日 に雇入れ

申請書提出期限：令和5年1月31日（火）

※雇入れ日により申請書の提出期限が異なりますのでご注意ください。

## 《事業スキーム》

